

第30回「政策推進作業部会」議事概要

日時 平成29年3月23日(木) 13:55～16:05
場所 中央合同庁舎第四号館 全省庁共用 1214 特別会議室
出席者 委員：常本部長、阿部委員、石森委員、大西委員、加藤委員、菊地委員、
佐々木委員、佐藤委員、篠田委員、本田委員、丸子委員
事務局：松永内閣審議官、對馬内閣審議官、内閣参事官ほか
傍聴：財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省ほか

議事

1. アイヌ遺骨について

(1) 大学等におけるアイヌの人々の遺骨の保管状況の再調査結果等について

① 文部科学省より次のとおり説明

○ これまで行った、大学が保管するアイヌ遺骨に関する再調査の結果について、御報告する。これまで、平成26年1月に、大学が保管するアイヌ遺骨の保管状況について、調査をした。1,636体ということで確認していたが、今般、各大学の副葬品などの状況について確認をした際に、これまでの調査において、学内の周知、あるいは調査というものが十分になされているのかということについて、やや疑わしい事例が出てきたところ。そのため、今回、新たに全ての大学について、再度、保管しているかどうかの調査をして、取りまとめを行った。

調査については、8月に調査票を送って、10月末を目途に回収をして、調査内容を精査して、今回の取りまとめを行った。調査対象については、全ての国公立大学、公立短期大学、大学共同利用機関法人に全て確認をしたところ。

今回の再調査によって、まず御遺骨を保管している大学数だが、従前12大学ということで、今回も12大学ということだが、新たに御遺骨を保管していることが判明した大学が1大学、東京医科歯科大学ということで、確認した。事情について御説明すると、前回の調査は平成23年11月に調査に着手したが、この調査の前後で、担当教員が空席となっていて、御遺骨の管理という意味で引き継ぎが十分にできなかったという事情があって、前回の調査に結果が上がってこなかったということ、大学から確認をしている。その後、その後任として着任した教授は、遺骨の状況の整理を進めて、アイヌ遺骨であるということを書いた標本の数が今回確認できて、御遺骨をこれまで研究で用いたであろう研究者の論文等との整合、精査を行い、8体の遺骨がアイヌ遺骨であることを確認した。こういう事情があったので、学内において、さらにそういう漏れがないかということについて改めて全局的な調査を行い、それ以上はないということを確認している。参考までに申し上げますと、東京医科歯科大学の遺骨の収集の経緯については、記録より、初代の学長の島峰徹氏の研究のため、収集したものであると考えられるとのことである。収集に当たっては、札幌北辰病院の初代院長の関場不二彦氏から入手をしたと考えられるということがわかっている。

もう一つ、今回の再調査で、集約する御遺骨を保管していないことが判明した大学がある。こちらは、金沢医科大学だが、従前、4体ということで報告をしていた。前回の調査時には、対象となるものが存在するというのみ承知をしていて、入手経緯を含めて、詳細について、まだよくわかっていなかった状況だった。その後、詳細の確認を行ったところ、この対象となるものについては、もともと岩手医科大学において教鞭をとっていた教員が、金沢医科大学に赴任するに当たって、金沢医科大学に移されたというものであることが確認できた。なので、金沢医科大学、岩手医科大学の全面的な徹底した調査のもと、今回、4体とされていたものがどのようなものかということを確認した。その結果だが、当初、金沢医科大学の手元にあった記録としては、アイヌのほか3体ということだったが、4体のうち3体は岩手医科大学の記録により、アイヌの方ではないということが確認できた。残る1体については、岩手県在住のアイヌの方であるということが、記録により確認をすることができた。この1体については、昭和40年代に亡くなられた当時、御遺体を引き取る遺族、関係者がなく、死体解剖保存法に基づいて、教育研究のために地元の自治体から岩手医科大学に交付された御遺体である。これが先ほど申し上げたとおり、担当教授の異動に伴い、金沢医科大学に移動して、保管をされたという経緯である。なお、大学としては、発掘された人骨ということではなく、法に基づいて、

交付された御遺体であるという経緯を鑑みて、他の引き取り先のない御遺体や医学献体と同様の取り扱いとして、アイヌの方々の御理解のもと、まさに金沢医科大学所在の自治体で火葬して、金沢医科大学の納骨堂で安置し、篤く霊を慰めたいと考えているが、そういう経緯なので、今回、調査結果としては0体ということで、御報告する。

残る大学の状況について、まず北海道大学については、従前1,027体、484箱ということで御報告しているが、今回の再調査結果、1,015体、367箱ということで御報告する。変更事由は、まず御遺骨が全体として減少していて、全体の御遺骨の減少については、主に3つほど事情がある。まず1つ目だが、個人が特定できない、箱の形で納められている御遺骨は484体あったわけだが、大学の個体特定に向けた一体化の作業を実施したことにより、1体ごとに確認できたものが多数出て、箱が少なくなったということで、116箱減少している。そのほかに2つ理由があり、1つは、北海道大学に対して行われた訴訟に関連して、和解に基づき原告に返還したものがあって、1箱、11体の減ということである。

さらにもう一体については、前回調査時に既に自治体に移管予定とされていたものが、予定どおり移管した1体である。特定遺骨については、内数だが、増加しているが、これについては、まず前回調査以降に、新たに見つかった資料との突合を行い、特定されたものが18体あった。一方、従前まで特定可能としていたが、さまざまな分析あるいは確認を進めた結果、個人の特定とまでは言えないというものが2体あったので、新たに16体の特定遺骨が増えたという数字になっている。

次に、東京大学は、3体ほど変更がある。大変申しわけないところだが、前回調査時のときの記載ミス、あるいは調査時の見落としといった人的ミスがあって、3体ほど確認が漏れていたということで、大変申しわけないと思っている。

次に、新潟大学だが、御遺骨が新たに見つかった、あるいは何かしら変わったということは一切なく、これまで新潟大学で確認をしてきた中では、お墓ごとに箱に納めて、その箱数で数えていたということだが、今回はそういうことではなく、御一体として確認ができるものはできるだけ確認をすることで、箱の中にある御遺体を数えて、16体あるということで、こういう数字を上げている。

なので、一体化に近いことだと思うが、個体ごとに特定できるものが16体あったということで、このような数になった。

次に、京都大学については、今回、減少しているが、事由としては2つある。1つは、まず台帳の記録から、発掘当時、他の遺骨と一体として整理されていたことが判明したものがあって、これを再整理して1体減少ということになる。もう一点、今回のアイヌの御遺骨については、アイヌ文化期以降の御遺骨を対象として、全体として報告をしているわけだが、それより前の石器時代以降の遺跡から発掘された御遺骨が含まれていたということがわかって、これらについて除いているのが6体で、合計7体が今回の対象から除かれている。その次の大阪大学の数の変更についても、京都大学の変更事由とほぼ同様で、前の時代の御遺骨というものが除外されているということ。

次に、札幌医科大学だが、変更事由は減少したものと増加したものの双方がある。減少したものが3体、増加したものが46体ということで、報告があった。まず減少の事由については、京都、大阪大学と同じ事情で、教育委員会等の指摘によって資料の再精査を通じてアイヌ文化期より古い遺骨であることが判明したもの、あるいは和人のものといったことが判明したものということで、3体ほどそういう形で対象から外れるのではないかという報告があった。一方、増加したものについては、前回の調査以降に道内で発掘されたもので新たに寄託を受けたものが35体、新たに発掘経緯の再精査を行い、アイヌの御遺骨であるということが判明したものが10体、発掘調査記録との突合により別個体として整理をすることが適当と判明したものが1体、合計46体の増加ということで、今回、報告があった。

②主な質疑応答

- 今の京都大学、大阪大学、札幌医科大学もそうだが、アイヌ文化期以前、以後という言葉があったが、この辺の考え方で、研究所の先生方もこちらにいらっしゃるが、アイヌ文化期というのは、いつからアイヌ文化期であって、その前はアイヌ文化期ではないのか。私たちアイヌが自分でこういう歴史を見ていると、陸続きのときから、2万年も3万年前から、そこにアイヌがずっと住んでいるので、そういうように教わっている。今みたいにアイヌ文化期以前とか以後とか言われると、その前にいたのはアイヌではないのかとか、あるいは民族の移動や人の移動があったのかということもあると思う

ので、その辺はどういう理解をされているのか。

- 御指摘のような点があるということは重々承知している。一方、この調査については、調査という性質上定型的に確認をしなければなかなか全体がどういう状況かわからないことがあるが、そこはやや形式的な推測があるが、そういう一定の線で確認したところ。アイヌ文化期はどこかということは、いろいろ諸説はあると思うが、基本的に今回の調査においては、西暦、あるいは北海道の歴史スケールをある程度前提として、回答できるようにしていただいたというところ。諸説あることは承知をしているが、まず全体像をつかむことが重要だと思い、そういう形で報告させていただいたところ。
- 今、おっしゃったことはわかるが、例えば私たちが日本の歴史とか、アイヌの歴史など、偉い先生方に講演いただいたり、教えてもらったりしてやってきたのは、ここにある骨というのは、いわゆる北海道・樺太・千島から持っていったものですねという認識。そのときに大陸から移動してきて、ずっといると教わっているものだから、いつで区切られるというか、アイヌ文化期は、例えば何年からと理解したらいいのか。
- 基本的に大学で、アイヌ文化期と捉えている時期が前提になっている。
- 12大学でばらばらなのか。
 - 一般的には13世紀以降という認識が多いと思うが、そういう認識のもとにやっている。
- 今の説明でも、13世紀以降ということで認識していると理解していいのか。
 - おおむねそうだと思う。
- 今の関連なのだが、大学ごとに大学の判断で上がってきていると思う。以前のバックデータを見ると、時代区分も学校によりまちまちで、年代も幅も違う。であれば、前より精密にやったが、まだ変わり得る可能性はあるのでは。
 - 未来のことは、なかなか予想しがたいが、新しい学術的な知見が示されれば当然変わりうると思うが、今回、先般より御指摘いただいたように、スケールやそういう考え方というところは、一定程度徹底をしたつもり。それは、今の基本的なおおむね13世紀くらい以降という知見を前提に記入していただいていると思うので、現時点では、そんなに大きなばらつきはないと思う。
ただ、新しい知見とか、新しい事象が発見されたというときには、もちろん何かを見直す可能性はあると思う。
- 記録に残っているものと骨からわかるもの、年譜までいろいろあると思うが、これを最終的に、精密な納得する形の数字を、同じ人が複数でそれを調べるとか、一定の調査というのはなお必要ではないかという感じはしているが、その辺はどうか。
 - 私どもの理解としては、提出される大学においても、いろいろなチェックをした上で御提出いただいております、私どもも調査票を確認しながら、全体的に見まわして、正確性があるのか不安に思うような記述の確認をしているので、そういう意味で私どもの目で一定の統一性を確保して、やっているつもり。ただ、おっしゃるとおり、ダブルチェック、トリプルチェックというのは、非常に大事な視点なので、そこは今回のこの調査をまとめるに当たって、慎重に対応したつもりである。エラーがないよう、肝に銘じて対応してまいりたい。
- 関連して、発掘経緯のわかるもの、要するに現行の文化財保護法、あるいは文化財保護条例などで発掘されたものとそれ以前のもの、つまり文化財と特定できるものと特定できないものの整理に関しては、例えば文化庁の記念物課ないしは美術学芸課との協議というのはされているか。
 - 御遺骨の個別個別に協議ということではないが、基本的に文化財の認定ということであれば、北海道教育委員会、あるいは市町村教育委員会との密接な連携のもとになされているので、その情報の共有、台帳等での記録という意味では、省内の関係部局とも適宜適切に情報共有をしている。
- 今回、新たに東京医科歯科大学からアイヌ人骨が見つかったわけだが、医科歯科大が人骨を持っているとは思わなかった。考えてみると島峰先生は、東大でアイヌ人骨を集めた小金井良精の同郷の人だから、東京大学の医学部も関与した人骨だと思うので、あっても不思議はないと思った。ただ、この調査で、新たにまだ出てくるということは、ほかの大学でも持っていて、応答ができていないところもあるのではないかと思う。人骨は医学部の解剖教室が管理していると思うが、現在、人骨についてほとんどわからない人たちが解剖学の教授をやっているので、人骨を所有していても、それがアイヌであるというところまでの配慮ができていないところがあるのではないかと思う。それを考える

と、調査というのはここで閉じてしまうわけにはいかないと思うが、その点は、どうお考えか。

○ 私どもとしては、集約、返還、慰霊の基礎がこの調査だと思っているので、しっかりしたもののできるだけスピード感を持って、対応するところが大前提だと思っている、それなりに私どもができる限りのことはしたつもり。そういう意味では漏れはないと思っているが、解剖学教室が顕著な例だが、人骨を持っているような大学、部局、そういうところには、網羅的に確認をしていきたい。

まさに先生が御懸念の、骨はあるのかもしれないのが詳細はよくわからないというような場合であっても、まずそこから、ちゃんとそれが中にアイヌの方の御遺骨があるかどうかということも含めて、ちゃんと全国的に調査していただきたいという趣旨で、お願いしたので、現時点では大学でしっかり調査をいただいたものだと理解をしている。

一方、我々ももちろんこれまでこの問題で、非常に歴史的経緯がある問題であるということを承知しており、憂慮される場合は、個別の御事情をお伺いするを行っているので、単に調査票を集めて、なしだったと回答しているわけではない。現時点でできることはして、万全ではないという場面に陥ったときどう考えるかというのはあるが、現状、できる限りのことはさせていただいている。

○ 今回の調査は、文科省で十分調査されたと思うのだが、今後、絶対に次が出てこないのかということ、その保証は全くない。むしろ私はあるのではないかとと思っているが、その場合に、どういうふうに対応するかという道筋をつけるべきではないか、という話をしたのです。

○ 調査をまとめた時点から、漏れていたらどうしますかということ当事者に申し上げるのは大変僭越だと思うが、全てに完全ということはないのかもしれないが、仮にそういう事態があれば、速やかに調査を行って、速やかに御報告をさせていただきたいと思う。

○ 岩手医科大学に交付された御遺体が1体ということで、引き取り手がなくて、病院側が引き取ったというお話で、大学側で埋葬するというお話も出ていたが、その方は、もともと北海道からそちらに来ていてそこで入院して亡くなられて引き取られた御遺体なのか、東北アイヌの御遺体なのか、その辺の、道東出身の誰々の御遺体だったよとか、そういう情報を私たちは知る権利があるように思うが、そういう情報はないのか。

○ 私どもで今のところ確認しているのは、昭和42年に岩手県で亡くなられたアイヌの方であるということ。記録にアイヌの方であると書かれていて、それで今回、この方をアイヌの方であると判定させていただいたところ。

○ アイヌの御遺体だという記録を確認した、その際にもしかしたら、山田太郎とか、山田花子とかという御本人の人として生きていた時代のデータなども、一緒に記録されているはずだと思う。そのときに何かの事情があって、御家族と疎遠になっていて、引き取り手がなかっただけで、もしかしたらそれは自分の親戚の誰々ではないかと思う人間も、この世の中には存在する可能性もあるので、その記録は明らかにしていただけたらありがたいと思う。

○ 大学に御遺体が交付された時点で、引き取り手がいらっしやらなかったという状況にあったと伺っているので、現状に鑑みれば、それより40年以上経過をした現状において何かしらの御関係がある方のお便りがあるというのは、なかなかないのではないかと推測している。

○ 可能性はゼロではない。100年単位の昔の骨でも、自分たちの先祖だといって、返還請求をしているアイヌがいるのだから、そういう記録はちゃんと残してほしいし、知る権利はあると思う。

○ つまりこの御遺体については、個人を特定できるような記録が残されているのかどうかということだと思う。

○ 記録上は、今回、そのような形で、交付された方のお名前というのは記録として残っている。

○ 先ほどにつけ加えて、国なり都道府県なりが、文化財として認めた御遺骨なのかを伺いたいのと、先ほどのアイヌ期以降という調査票が出ていたということについて、最近のアイヌの歴史の考え方から言えば、考古学でいうようなアイヌ文化期という名称はいかがなものかという状況にきている。先ほど篠田先生がおっしゃっていたように、それ以前のものを含めて、非常に幅の広い形での調査というのは計画していく必要があるのではないかと。縄文まで入れろとは言わないが、しかし、縄文だって、アイヌの人たちのものだという考え方になるので。

○ 諸説あることは承知をしているが、今回の調査では、調査の性格上形式的にならざるを得ない部

分もあって、その点は、御理解をいただきたい。学説とか、捉え方が抜本的に変わって、調査の前提が変わるようなことがあれば、そこは私どもも考えたいと思うが、まずは先ほど申し上げたとおり、御報告させていただいたところ。

- 文化財はどうか。
 - 可能であれば、次回以降、前回の調査時に非常に詳細なデータをまとめて御報告したような御報告をまとめてさせていただく。
- 今、説明しているが、前回の会議のときにも、この次の会議まで回答を持ってきてくれと頼んだものが2つある。議事録に残っていると思う。前回は1930年に優生学に使われたアイヌのことで、新聞紙上にとんでもない読者の声がかかっていたよということを話させてもらったが、何かぼろぼろぼろ出てくる。今日の説明も、どこから出た、ここから出たという自体が、文科省がきちっとやっていないような気がする。国の責任としてどういうふうに感じているのかをこの次まで考えてください、どういう言い分にするのかを考えてくださいと言ったはずなんだが、今日、アイヌの遺骨について、答弁しているのはあなただけで、局長はどうしたのか。
 - 所用があり、本日はお伺いできていない点をご容赦いただきたい。
- 早い話が、人権を無視してやっているという話だな。結局は。局長はここへ出られないような始末で、文科省は、きちっとやっていないような気がする。今までのずっとのらりくらりなもの。ずっと今までの説明聞いていて、のらりくらりだ。文科省。頼むよこれは。大きい人権問題なのだから、増えたとか、引いたとか、足したとかの問題ではない。きちっとしたやり方でやるためには、責任者がきちっとしたことをやらなければだめだ。理屈だけでものを言ったって通じない。頼みます。
 - ただいまの御発言については、確実に局長に報告し、引き続き真摯に対応させていただきたいと考えている。
- いくつかの問題の指摘があったが、基本的には再調査の報告については、ここまでとする。

(2) 地域返還の考え方について

① 事務局より次のとおり説明

- 本日は、大学の部分の地域返還について、受け皿となる地域の当事者適格性をどう考えるのかということが従来からの課題となっているので、その考え方について、事務局として御議論いただくための素材を用意したので、それを説明したい。

まず、尊厳のある慰霊の確保ということから、これまで個人返還を基本としてきたが、個人返還の方が、地域返還より優先するのだという基本論は確認しておきたいと思っている。地域返還を求める方たちは、かつてのコタンというものに返してほしいというところから話が始まっているということもあるので、出土地域におけるアイヌ関係団体への引き渡しをすることとしたい。

地域返還の対象となるアイヌ遺骨については、その出土地域が明らかなアイヌ遺骨、副葬品にしたいと思っている。今日、再調査をまとめていただいたが、その数が出てきたものについて、どの地域に出土したのかというリストを再整理し、この対象を具体化する作業をしていきたい。

次に、地域返還の主体については出土地域のアイヌ関係団体としたい。アイヌ関係団体については、①出土地域に住んでおられる複数のアイヌの人たちによって構成される団体。②既存団体も当然入るが、新しく作られる団体も可とする。③返還をできるだけ容易にするため、新設団体も考慮して、法人格の有無は問わないこととしてはどうかと思う。ただ、アイヌの人に返すということなので、誤ってアイヌ以外の人に返されることのないよう、アイヌの皆さんによる団体かどうかという確認はきちんとしなければならぬ。その方法については、先住民族の権利宣言の第33条で先住民族は、その慣習及び伝統に従って、自己の帰属、または、構成員を決定する権利を有すると規定している。このため、アイヌであるか否かということは、アイヌの皆さんの中で、帰属、構成員を考えてもらう仕組みにするのが適切であり、この考え方を基に、アイヌ以外の方に返還されることがないよう、確認方法を検討していく必要がある。

次に、地域返還を実際に進めるに当たって、まず必要な情報を関係する大学や、地元の自治体等の協力のもとに、広くお示しした上で、お返ししていただきたいということ。また、複数のアイヌ関係団体が同じ地域から請求が出てきて、競合した場合には、お話し合いによって解決していただく必要があると思う。競合するケースとしては、①複数の返してほしいというところが出てきた場合に、ど

ちらに返すのか。②一方は返してほしい、一方は引き続き象徴空間に置いておくべきだみたいな意見が地域にあった場合は、地域の中でお話し合いをしていただく、そういった幾つかのバリエーションがあると思うが、そういったある程度想定されるような競合の形態を考えた上で、具体的にどう処理していくのか詳細なルールを考えていきたいと思う。地域の中全体で、地域返還をするというコンセンサスを形成していただいておりますということにしたいと思う。

最後になるが、その地域返還を受けたアイヌ関係団体は、お返しされたアイヌ遺骨等について、確実に埋葬等を行い、以後、継続的に慰霊に努めていただく、そういった体制が必要であろうかと思う。

今、申し上げた点を基本にして、本日、御意見を賜りました上で、これの具体化に向けての検討を進めていきたい。

②主な質疑応答

- アイヌ民族の御遺骨の返還については、特定遺骨を御遺族にお返しするというを基本にしつつ、同時に地域にお返しをするということが重大な課題として残されていた。今回、その地域返還のあり方についての具体的な考え方が出てきたので、ぜひこれについての御意見をいただきたい。
- 今①～⑤の説明があったが、この中で、まず①の一番最初の尊厳ある慰霊の確保という観点は、非常に大事な問題だと思うが、⑤の一番最後の継続的な慰霊に努めること、これが本当に返還の基本的な考え方だと思う。実は今年になって、返還を去年受けた日高地区連合会の会合があった。そこに出席して、いろんな話を聞いたところ、今回、返還を受けるために、去年新しい組織としてコタンの会というものをつくった。それは今までの50年の北海道アイヌ協会の組織とは全く違う組織。そうしたら、その人たちが会合で、自分たちは、慰霊をしたくても慰霊の仕方がわからない。イナウという私たちが神様に上げる、供える、そのイナウの削り方もわからない。イチャルパの仕方もわからない、慰霊の仕方もわからない、教えてほしいと言っている。非常に驚いた。こういうことで、①～⑤の言っていることが達成できるのか。慰霊をするといっても、慰霊の仕方もわからない、お金もない、アイヌのそういういろんな儀式をするためのこともできないと言っているのだから、これをどういう具合に考えているのか。
- おっしゃられていることは、多分国内訴訟の件ではないかと思うが、裁判の中身を私が言及するのはおかしな話だが、結局、地域の中でお返しして、アイヌの皆さんとして、慰霊したいということで、慰霊したいから返してほしいといった方々が、そういったようなお考えをされているのだとすれば、裁判の中で主張されたことと実態が乖離しているということ。そこは、地域内でそういったコンセンサスをアイヌの方々でよくお話してつくらなければいけないということが大事かと思う。今回、持ち帰ったところとそのプロセスに関わらなかったほかの大勢のアイヌの皆さんの間で、そういう理解に齟齬があるとすると非常に問題だと思うし、そういったことがきちんとコンセンサスができて、永続的に慰霊ができるようなものでなければ、地域返還してはいけないのではないかと思う。そういったことについて、地域のアイヌの皆さんによく御説明していただき、皆さんの祖先を地域としてどう扱うのか、それとも集約してアイヌの皆さん全体で慰霊をしたほうが確実なのか、それを地域地域でよく考えて、コンセンサスをつくっていくということが大事なのではないかと思う。そういったことが反映できるような仕組みになるように、制度だけではなく、アイヌの皆さん全員の話なのでよくお話し合いをしながら、そういった仕組みをつくっていきたい。
- こういう状況のところ、私たちは14年前から北海道アイヌ協会としては、まず返還が第一であることは前提である。しかし、今、倉庫や物置にあって、空調も全くないと、そういう状況にあるものは果たして人権を守られているのですかと、誰がこんなことをしているのですかということを行っている。だから、きちっと一体化をして、集約をして、慰霊施設できちっとまとめて、それから返還に向けて、いろいろやっつけていこうとやっているのに、片方では、返せと言っているから返しますとやっているのだったら、私は、国が言っていることとやっていることが違うと思う。返すのは返してもいいが、慰霊をどうするのかということをきちっと関与すべきではないかと聞いている。
- 恐らくそれについては、返ってくる答えは変わらないと思うが、受け手となる団体の要件をどう考えるかということであって、慰霊ということに努めるということを要件として挙げなければいけないということ。具体的にどうできるか、どの程度のものであるかというのは、具体的に実施する際に詰

めるべき事柄であろうと思う。しかるべき慰霊が本当に期待できないのなら、おっしゃるように、白老の慰霊施設において一体として慰霊すべき対象と考えていくことになるだろう。もちろん、基本的にはアイヌの人たちの中で話し合っていたらいいことだが。

- 文化財相当の人骨とそうでないものというのは、返還のときは区別されるのか。
 - その点については、地域返還だけではなく、集約の部分についても、同じ問題があるかと思うので、文化財認定されて、適正入手されたものの扱いの問題をこの中にどう盛り込むのかということも含めて、返還・集約全体を通じた課題だと思う。その指摘の点を含めて、これから考えていきたい。
 - もう一点、出土地域が明らかという概念だが、恐らく文献記録からそれを判断していると思うが、その文献記録と実際の人骨が対応しているのかどうかという判断というのは、どのようにするのか。
 - 再調査した結果も含めて、地域出土の部分の具体的などの地域で、どういった数があるのかということと、その判断する基準がどの水準できているのかということについて、整理をした上で考える問題かと思うので、その作業を経た上で、そこは決めたい。
- 先ほどの北大の特定遺骨が2体変わった件を見ても、相当記録があるものでさえ、それが実際の人骨と合わなかったということで、落としているのだろうと思う。記録があるものに関しても、そういうことが起こり得るということだから、相当きちっとした調査をする必要がある。間違っただけの人骨を返すことも怖いのだが、間違っただけの地域のもを返すということも、後で責任をとらなければいけない問題なので、慎重にやっていただきたいと思う。
- そこは実施の段階で是非慎重に過ちがないように進めていくべき事柄だろうと思うが、そもそも地域返還の考え方そのものの枠組みの立て方について御意見、御質問があればいただきたい。
- 先ほどのイチャルパの方法がわからない、何もわからない、でも返してほしいといっている人たちがいるという話だが、実際に今、生きているアイヌ全員が全てアイヌプリを身に着けて、イチャルパができるわけではない。私はイチャルパをこだわってやるタイプだけど、イチャルパをやらないアイヌもいっぱいいる。やり方がわからないから教えてほしいというのなら、指導してやれるように育てていくというのも1つの方法だろうし、引き取った側が埋葬して、普通にお墓に埋めて、土に返して、それで自分たちの慰霊は成就するのだという考え方で引き取る人も絶対に出てくると思う。だからその辺を、イチャルパの仕方も知らない云々というだけではなくて、知らないのだったら教えてやろうという発想も必要なんじゃないか。
- その点は、確かにおっしゃるとおりかと思う。当部会で、地域返還の基本的な考え方について、こういう形で提示されるのは初めてということなので、少しおさらいの意味も含めて、御確認いただきたいことがある。

1点目は、いわゆる北大訴訟における非特定遺骨の引渡しと、従来当部会で議論してきた地域返還との異同である。

北大訴訟における和解による引渡しは原状回復という考え方に基づくものであり、もとあった状態に戻すと言うことに過ぎない。現状回復後の慰霊、維持管理は、原告が推薦し、裁判所によってその能力があると認められた利害関係人が行うこととされている。

それに対して、作業部会において一貫して議論しているのは、「現状」は地域によって様々なのであるから、単なる原状回復ではなく、地域そのものにお返しをする、つまり地域の適切なアイヌの人々にお返しをするということを基本とする地域返還である。平成25年に当作業部会において、御遺骨の返還等に係る基本的考え方をとりまとめているが、そこでもアイヌ民族の精神文化というものの尊重という観点からコタンもしくはそれに準ずる組織、あるいは団体への返還が最も重要であるが、それに相当する団体が組織化されているとは言いがたいところがあるので、まず個人返還を先に進めて、その間に地域返還のあり方を考えようと指摘していたかと思う。その方法を今回提示した。

これまで地域返還を行うに当たって、論点として大きく意識されていたのは、地域を適正に代表する受け皿団体、組織をどう考えるかということだった。御存じの方も多いかと思うが、北海道大学においては既に過去5つの道内の地域にお返しをしている。これは当時の北海道ウタリ協会の地方支部にお返しをするということで進めてきた。しかし、今後は、アイヌ協会のみならず非協会員であるアイヌの方々も含めて、その地域を適正に代表する受け皿団体をつくっていただく必要があると考えている。ただ、そのためには、どうすればその地域を適正に代表すると言えるかというところの組み

立て方が難しく、その検討に時間を要していたわけだが、基本線を維持しつつ実効性・現実性のある方法として今回の考え方が提示されたということである。

そのポイントは、御遺骨の出土地域に居住する複数のアイヌの人々によって構成される団体であれば、基本的にはそれで受け手団体としての要件を満たしているとしたことである。もちろん、先ほど来、論点になっているような継続的な慰霊ができるかどうかということも付随するが、本質的にはこの出土地域に居住する複数のアイヌの人々によって構成される団体でさえあれば、受け手団体になれるということである。したがって、その団体が、地域のアイヌの人々を過不足なく代表しているかどうかということは、団体を構成する段階では問わないということになる。地域の代表性は、いわば手続的に担保することとしており、当該地域から一つの団体しか申請せず、それに異論がでなければ、それによって地域のコンセンサスが得られたと考えるのである。仮に地域返還の請求が競合した場合は、話し合いによって一本化することで地域のコンセンサスを確保する。

これは、基本的には特定遺骨の個人返還のスキームを応用したものと言うことができるだろうが、こうすることによって、最初に請求団体を一本化することとして、そのためにその団体の正当性ないし代表性をどう確保するかというふうを考えるよりは、より実効性、現実性があるだろうという発想に立った考え方だと思う。

もう一言だけ申し上げると、遺骨返還については、多くの方々が御存じのNAGPRAというアメリカにおける遺骨返還の基本になっている法律があるが、この法律のもとで、請求できる資格を持つ者としては、インディアン部族、直系子孫及びハワイ先住民団体（NH0）があるが、ハワイ先住民団体の要件は実は特定されておらず、割と緩いつくりになっている。今後日本における地域返還を実行していくに当たっては、ハワイの類例等も参考にしながら、細かいところを詰めていくことが可能なのではないかと考えている。ともあれ、多くのアイヌの方々が望んでおられる地域返還であるから、ただいまお話ししたことなども踏まえて御議論いただきたい。

- 出土地域に居住する複数のアイヌの人々によって構成されるアイヌ関係団体とあるが、例えば複数のアイヌの人たちが参加していて、なおかつ、今回のコタンの会みたいなメンバーが入った場合は、どうなるのか。
- 出土地域に居住する複数のアイヌの人々のみによって構成されるとするか、「のみ」が入らないかということと思うが、その点はどうか。
- 最終的に意思決定に関する表決権はその人にはないと思うので、団体の数というより、その地域の中で、返してほしいという意見のアイヌの人と、反対するアイヌの人の多数決によるのも一つの考え方。そこに対して参画している人が、その居住地のアイヌの人かどうか、そのアイヌの人の頭数が最終的には大事な話で、それを外部でアシストする人がいようがいまいが、構わないと思うが、重要な意思決定に関わる正当な権利を持つ人は、返される地域に由来するアイヌの人だけという考え方にしたい。
- 要するに実質において判断するということだろうと思う。
- 今の話を聞いていると、私には、多分この遺骨、自分の先祖はいないだろうと、自分ではそう思っているけど、私以外にそう思っているアイヌが、道外に居住している人がいるのも確か。そういう人たちが、自分の生まれ故郷に返してほしいという声を上げたい、それを全てシャットダウンしちゃうのかというふうに関心したのだが、そこはもうちょっと何か考えてもらいたい。自分は今栃木に住んでいるのは確かだが、自分の生まれ故郷に先祖の骨を返したいという思いは、道外に住んでいてもあると思う。だから、北海道のその地域に住んでいる人だけと限定されちゃうと、道外に出た私たちは、何ら声も上げられないのか。それは理不尽だ。
- 実はこの案を考えながら、委員が指摘した点について悩んでいたもので、今の御意見だと、そういう人も入れたほうがいいのかと思う。ただ、地域から離れているので、その人たちにどうやって周知するのかとか、そこら辺の難しさはあるが、やはり考えなければいけないと思う。
- 実際にうちの会のメンバーで、去年、北大から引き取った遺骨を埋葬する際に、一緒に参列してイチャルパやって帰ってきて、お墓参りに行くんだと言っている会のメンバーもいるので、そういう存在を見ていると、道外のアイヌをまるっきり排除されるのは、ちょっとそれは違うと思う。
- おそらくこれは問題が2つあって、1つは出土地域に居住するアイヌから構成される団体がまずあって、それに対して、例えば道外のアイヌがどう関与できるかという問題と、もう一つは、出土地域

に居住しているアイヌの団体がいない場合に、道外のアイヌが、自分のふるさとというか、出土地域にアイヌ遺骨を返還することについて、関与できるかという、恐らく問題は2つあるのだろうと思う。

- 実質的には、現代にコタンを甦えらせるときに、地域との絆をどこまで考えるのかということに換言できるのかと思うので、今の点は、そういう意味では、ここの委員も含め、広くアイヌの皆さんの意見を聞いた上で、意見を集約していく必要があるかなと思う。今日、御提示させていただいたような意見も含めて、お返しすべき団体の構成とか、その関わり方をよく詰めていきたい。
- 私も今の委員の御指摘は、重要な御指摘だと思うので、これはあくまで素案なので、この素案をさらに具体化していく中で、当然に検討されるべきことだと思う。
- 地域返還も、個人の返還もいろんなことがあると思うが、一番大切なことは、本人にとって継続的に本当にできるのかということ。これが一番問題だと思う。継続されないで、その後、誰も行かないで放られる。10年、20年先でなく、50年先も、ずっとその先も見ている話のことを、今、やっているのだから。そこら辺が原点だと思って見ている。
- 祭祀承継者となる資格があるかないかを確認する作業を怠ると、私らアイヌ協会が認めていないような団体が祭祀承継者として名乗って、そしてトラブルが発生するということが起きる。その辺は、もう一度、アイヌであるということを確認する機関がここに関わるのか、関わるのであれば、どのような形になるのか、この辺を教えていただきたい。
- アイヌ関係団体に属している人が、アイヌなのかどうかを確認するプロセスというのは、当然必要になってくると思うが、アイヌの人をどう認定するのかという仕組みについては、従来の認定方法も参考にして検討したい。
- 地域返還に関して、いわゆる祭祀承継者かどうかというのは問題にならない。あくまでもアイヌの血統を有する方かどうかだけであって、祭祀承継者かどうかという問題ではない。その地域に住んでおられるアイヌの方かどうかということが認定の条件。
- 仮定としてこういうものをわかりやすく題材にしたということもわかった上で聞いている。だから、これを地域返還にどのような形で当てはめていくかということをお尋ねしたい。もちろんこれが全てではないのはわかった上で聞いている。具体的に、実施団体がどのような形で、この中に関わってくるのか、その辺をお聞きしたかったが、ある程度わかりました。
- これはあくまでも請求する方々は、アイヌに限るとというのが基本であって、アイヌであるかどうかの判断は、国連宣言の精神に従って、アイヌ民族自身が決定するのが筋なので、アイヌ民族自身が、自分たちのメンバーであるところのアイヌを決定するというを基本にして、具体的な制度をつかっていくということだと思う。
それでは、これについては、さらに今後細部を詰めていくことになると思うが、基本的な枠組みとしてはこういう形で、今後、地域返還を考えていくということにさせていただく。

(3) 慰霊施設の整備について

① 国土交通省より次のとおり説明

- 慰霊施設に関しては、昨年5月のアイヌ政策推進会議において、ポロト湖の東側の太平洋を望む高台に整備することとし、主要施設としては、墓所となる建物、慰霊行事を行うための施設、モニュメント、前庭、駐車スペース等ということで、御了承いただいたところ。この整備方針をもとに、これまで慰霊施設の整備に関する検討会などで施設のあり方を検討してきた。これまでの議論の結果として、慰霊施設の配置や構成が整理されてきたところ。奥に墓所となる建物があって、もう少し手前に慰霊行事施設という施設を整備し、その前庭という形で、整地するエリアを整備すること。スケジュールについては、今後は、本年5月以降、土地造成ということで、その後、本年夏ごろからモニュメント、さらに慰霊行事を行うための施設を本年夏ごろから、墓所となる建物については、本年度末から、順次、整備を進めていく。なお、敷地全体の樹木の伐採等は、検討中。また、こちらの図面は、設計段階におけるイメージで、今後の議論の中で、変更があり得る。

先ほど申し上げた施設のうち、慰霊行事を行うための施設は、本年夏ごろから着工ということで進めているが、こちらの施設に関しては、チセ風の外観として、伝統儀式を行うための広間、ここにはきちんと囲炉裏を置く形で、建物の中に80名程度が収容できるような形で検討を進めている。さらにこの施設には、調理場、身障者用を含むトイレ、物置などを設置する。さらに屋外からの見学に対応

できるよう、広間に開口を設けるほか、雨よけの屋根も設置して、トータルでは、200名程度の慰霊行事に対応できるような施設ということで、検討を進めている。

慰霊施設の構成施設として、モニュメントを検討しているが、これについては、アイヌの関係の皆さんやデザイン・造形の専門家から構成されるモニュメントの検討会を設置して、昨年12月から検討を進めているところ。来週、最終取りまとめを予定していて、現在、議論されている整備の方向性としては、イクパスイをモチーフとして、アイウシ・モレウ等のアイヌ文様を表現するという、また形状は楕円柱とし、構造体は鉄骨にするということ、外装材はステンレスとして、文様をセラミック塗装で着色するという、高さは30メートルを基本とする、こういった内容で、検討が行われている。また、コンセプトとしては「過去を忘れず、未来にわたり尊厳ある慰霊を実現するための礎とする」ということ。モニュメントのデザインに込める思いとしては、魔よけの意味があるアイヌ文様と神への願いを意味するイクパスイ。それとフクロウの文様で自然との共生の理念を示すということ。それとモニュメントが空に向かって伸びる様子で、未来に向けての平和を希求する思いと民族共生の理念をあらわすということで、検討が行われている。最終的なデザインや外観・スケールについては、引き続き検討を行う。

②主な質疑応答

- まずもって、立派だということで、お礼を申し上げたい。と同時に、このコンセプトの考え方も、共生の考え方であり、慰霊の道へと続くカムイミンタラの広場のような感じを私は感じている。すばらしいものができると思って、なんともお礼しかないとはいえない。
- 慰霊施設のラウンドテーブルなどで、慰霊と保管のところまでいったと思うが、今、前段に話していた返還のところ、地元に戻すに当たってどのように収集されたかという記録、これは大学に先ほど残っているとおっしゃいましたが、その記録というのは、博物館に記録が保管されるということで、整理されていると考えてよろしいか。文科省のデータと慰霊施設との関係、その辺を確認させていただきたい。
- 今の博物館との関連だが、博物館の議論をしている段階で、遺骨に関することは、博物館では扱わないと整理されている。慰霊施設には墓所となる建物、約800平米程度のものでできる。墓所となる建物の中に、例えば御遺骨を返還するために作業する場所だとか、関連資料を置いておく場とかがここになければいけない。それについては、全く出てきていない。慰霊行事を行うための施設しか出てきていないので、肝心の御遺骨を置く場所とか、それをどうするかというのが、全くない。それはどうなっているのか。
- 今、御指摘のあった、墓所となる建物については設計に着手したところなので、先にある程度設計が進捗している慰霊行事の施設だけを今回説明した。墓所となる建物については、御遺骨を保管するスペース、さらには副葬品を保管するスペースのほかに、そのための作業のための前室のようなスペースも勘案して、その部屋割をどうするかとか、そういった設計はまだお示しできる段階ではないので、先行している慰霊行事の施設だけを、今回こういった形で説明した。記録の扱いについては、引き続き、検討させていただきたい。
- 要するに返還の整備がきちっと整うような形で、今後、進めていただきたい。
- モニュメントについて、何でイクパスイをここに立たせておく必要があるんだろう。慰霊施設なのだから、男クワと女クワを立たせるだけで、イクパスイを建てる必要はない気がするが、何でこうなっているのか。
- 形については、墓所となる建物の外壁で表現することを検討している。他方で、今、御指摘のあった、イクパスイをモチーフとしたモニュメントの整備の方向性については、昨年5月の慰霊施設の整備に関する中間取りまとめで、こういった方向で進めるということで整理させていただいた上で、今、設計に入っている状況。
- アイヌ民族の御遺骨について、幾つかの御報告、御議論をいただいたので、各委員からいただいた御意見等を踏まえて、事務局及び関係省庁におかれては、さらに検討を進めていただきたい。

2. 民族共生象徴空間について

①文化庁より次のおり説明

- 国立アイヌ民族博物館の建物及び展示の基本設計の概要を御説明したい。整備の方針が3点ある。1つは、ポロト湖畔の自然景観など、周辺の環境と調和を図ること。2つ目は、アイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進する展示や研究の拠点とすること。3つ目は、内外の多様な人々に向けたアイヌの歴史・文化等の発信の拠点とすることとしている。白老町の民族共生象徴空間の中に建設するというので、以前、御報告したが、延べ面積は約8,600平米、地上3階建てで鉄骨鉄筋コンクリート造のものとなっている。

建物の整備の基本方針と計画の内容だが、基本方針として3つある。1つ目が、ポロト湖の自然の景観等との調和で、自然豊かなポロト湖畔の周辺の景観との調和を図ること、それから公園と一体となった魅力のある空間を創出すること、具体的には、ポロト湖畔を眺望できるような2階の展望室ロビーをつくとともに、公園と相互に利用できるようなエントランスを設置することを考えている。2つ目の基本方針として、アイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進する展示については、アイヌの歴史や文化に親しみやすい平面の計画とするとともに、確実な資料の保存だとか、研究に必要な空間を確保すること、来館者、お客様がいらっしゃるところと、職員の円滑な動線というものを配置している。また、展示室と収蔵庫については、全て2階に設置することとし、貴重な資料を適切な環境で保全すること、津波などのような自然災害を避けるという観点から、2階に配置をしている。3つ目として、アイヌの歴史・文化の発信の拠点として、展示替えにも柔軟に対応できるような展示室の配置とともに、多言語対応、あるいはアイヌ文様の活用も図ってまいりたいと考えているところ。特別展示室とテーマの展示室については、可動式の仕切りの壁を採用することとしていて、展示については、柔軟に対応できるようにしたいと考えている。

南側から見た鳥瞰図だが、周辺の環境との調和を図るために、景観にできるだけ溶け込むような形、色調としている。また、建物の高さについても、景観という観点から一番高いところで約20メートル程度の高さということで計画を進めている。

建物を近くから見たイメージだが、メインエントランスがあって、エントランスの周りガラス面があるが、ここにアイヌの文様を表現してはどうかと考えている。また、先ほども少しお話したが、2階部分の展示室、ロビーからは、ポロト湖の景観を見ることができるよう、工夫をしている。

ポロト湖側から見た全体のイメージだが、先ほどお話したとおり、2階部分に展示室と収蔵庫をまとめて配置したことから、2階部分が1階よりも若干大きな形になっている。長さとしては130メートル程度と思っている。また、色調については、ポロト湖の景観になじむような落ちついた、グレーを基調としたものと考えている。

1階部分の平面図だが、来館者、お客様のゾーンが左側、職員がいるところが、管理・運営ゾーンの右側となる。来館者ゾーンについては、出入口であるメインエントランスと、ポロト湖側にも出入りできるような、サブエントランスの2つを用意しようと思っている。また、カフェ、ミュージアムショップについては、公園に来ていただいた方々にも御利用いただけるよう、サブエントランスの近くに設ける予定である。そのほか、シアター、ライブラリーなどのほか、ガイダンスの場としても使えるような研究交流室・会議室のようなものも、1階の部分に設置をしたいと考えている。管理・運営ゾーンについては、いわゆる管理に当たる部屋のほか、調査研究を進めていく施設も設ける予定としている。この施設の中では、アイヌの方々にも御協力いただきながら、調査、研究、あるいは資料の修復をしたいと考えている。

2階部分は、展示室と収蔵庫に当たる部分である。展示室のロビーからは、ポロト湖畔の景観を眺望できるようにしているほか、特別展示室とテーマ展示室については、仕切りを可動式としているので、展示の形態によって柔軟に対応ができる。また、収蔵庫については、温度及び湿度を一定に保つ必要があるため、貴重な収蔵品の劣化を防ぐような設備を整えたい。展示室と収蔵庫を同じ階に設置することが可能となったので、収蔵品の傷み、空間に伴う傷みも避けられるし、展示替えについても柔軟に対応できるのではないかと考えている。

展示室の内容、展示の基本設計だが、昨年5月に公表した、国立アイヌ民族博物館展示計画の中身をまとめたもので、この展示計画に基づいて基本設計をつくったもの。展示の基本的な考え方については、従前からお話をいただいているが、国内外の多様な方々に、アイヌ民族の歴史や文化を正しく学び、正しく理解していただく機会を提供すること、アイヌの歴史や文化といったものを総合的・一体的に展示することを目指している。展示の形態としては、総合展示としての基本展示

室のほか、先ほどお話ししたテーマ展示室、あるいはシアターのようなものを設けて、ほかにも特別展示室を設ける予定である。展示の対象となる地域あるいは時代については、北海道、サハリン、千島、本州東北地方を中心に、周辺地域との関わりに留意をしながら展示を行いたいと思っており、時代についても幅広く、旧石器時代から現代までを取り扱うこととしている。展示の特色だが、変えることができる展示の形態、展示のシステムを導入するとともに、多言語対応、ユニバーサルデザインに対しても配慮をしている。また、国内あるいは国外の博物館ともネットワークを組んで、連携を図ったような企画をこれから練ってまいりたい。展示室の環境については、照明、外光、空調について、展示資料に影響を与えないような環境をつくることとしている。

基本展示室のゾーニングだが、まず導入展示というところがある。代表的な資料を通して、アイヌの文化について一望できるようなプラザ展示という方式を採用している。またこの中で、アイヌの人々の視点で「私たちの」という頭書きがあるが、6つのテーマで過去から現代までを一体的に紹介したいと考えている。6つのテーマについては、ことば、交流、しごと、宗教・信仰、くらし、歴史という6つのテーマで、このほかに、子供さん方がいらっしゃっても、楽しく学べるような、子供向けの展示も一部で導入したいと思っている。また、真ん中にあるプラザ展示については、6つのテーマから代表的な資料を展示して、そこでアイヌ文化についての概要がわかるものとし、資料については、順次更新して、お客様に多くの資料に触れていただけるようにしたいと考えている。

先ほどの展示室のイメージだが、導入展示のところからプラザ展示のところを見たイメージである。真ん中のプラザ展示については、各テーマごとに代表的な資料を象徴的に展示して、概要が把握できるものにする。また、プラザ展示のところからは、反対に各テーマも見渡すことができるので、興味のあるテーマのところへ直接足を運んでいただけるような展示の仕方にしたいと思っている。

展示室のイメージの2つ目として、6つのテーマのうち、私たちの交流のイメージ図である。ここでは船、イタオマチプだが、これを象徴的に展示することを今、検討している。基本展示においては、映像、フィルムのようなものを使った展示のほか、いわゆるハンズオンと言われている、触ったり、動かしたりして、実際に触れていただけるような展示の仕方をするにより、できるだけわかりやすい展示の仕方を導入したいと考えている。

以上、簡単だが、今の考え方を説明したが、建物と展示についても、現在、実施設計の段階で詳細な計画を進めているところである。今回、お示した概要は、基本設計段階による案で、イメージ図の素材だとか、色調、あるいは平面図の詳細は、実施設計をこれから進めていく中で、変更する箇所も出てくるかもしれない。今のところ、平成32年の開館を目指して、来年度中には工事が開始できるように、準備を進めてまいりたいと思っていて、実施設計を進めてまいる。また今日、この会議で、先生方に御了解をいただけましたら、本資料を公開して、文化庁のホームページや、各種のメディア、テレビは本日午後5時以降、新聞につきましては明日の朝刊以降に紹介をしたいと思っているので、御承知おきいただきたい。

②主な質疑応答

- この洗濯物をぼろぼろ干しているみたいな着物の展示、ちょっと勘弁してほしい。こんなの、マスコミやらなんやらに流さないで。
- これはまだイメージ図なので、御指摘いただいたものについては、また検討する。
- こういうイメージをつくる人が考えるのは、大体想像がつくから、ちょっと。本当にやめて、こういうのは。
- 天井のこれは鶴の舞をイメージした衣服の並べ方をしていると、私は伺っている。だから、ただ洗濯物を干しているわけではなくて、図の書き方に問題はあるが、一応下から上を見上げたときに、天井部分の展示を考えた上で、こういった鶴の舞をイメージした、衣服の紹介をしようという、そういうイメージ。
- 外観のイメージは大変すばらしいと思って、自然に溶け込んだ感じで、けばくない、すばらしいと思って聞いていて、ありがたいと思っていた。私はいつも思っているのだが、アイヌの精神文化は、これから北海道としての顔だと思う。今日、大西さんがここに座っているが、大西さんはその顔をやっている人だから、私はこれからの北海道の顔になると思っている。日本の中で、いろんなところで顔があると思う。北海道はこの顔だと思って見ているのだが、この顔をどんなふうにしていくかとい

うことを、今見てて、歴史と文化とあるけれども、時代だよなと思っていました。ここで旧石器時代といって、現代までが対象となっているが、旧石器時代をどんなふうにあらわすのが問題。ここが一番肝心で、アイヌを理解するための大きな仕組みになっているし、北海道全体としても、これから白老のこの博物館だけでなく、いろんなところで、平取であろうと、静内であろうと、余市だろうと、アイヌ文化がずっと取り入れられていくことになると思う。だから、ここはものすごい重要な話なんで、きちっとした旧石器時代がどういうもので、どういうようにして、時代としてあらわしていくのか、わかるように、活字では見えないと思うので、よろしくお願ひしたい。

- 外観図を拝見して、今からでは難しいのかもしれないが、この建物自身がアイヌの精神性をあらわすようなデザインにできないのかなと。前々から新千歳空港を大きく増築するときに、設計段階から、建物全体をアイヌアートでつくっていくというような、そういう発想を持つと、総工費を大きく変えなくても、できるのではないかと思っていた。よく本田先生などがおっしゃっていた、前面がアイヌアートでつくられていくとか、壁面にしても、今回、シアトルの民族の施設を見てきたのだが、建物自身がアートになっている。素材感も自然と調和するような、基本構造はぼしっとつくられているのだが、木とか、天然素材がしっかりと組み込まれているような、そういう形になると、この建物自身が人を引きつける魅力的なものになると思う。とてもすっきりしているが、これはアイヌ文化の博物館でなくても、そのまま成り立つのかなとも見えてしまうので、その点、御検討いただきたい。
- 今回にあわせてできればだが、国際森林認証、2020年のオリンピックでも材を使う、可能であればそういうような形でやれば、先住民にとってもそれがクリアされていることになると思う。努力していただければと思う。
- ここの全長は、さっき130メートルと言ってましたよね。この130メートルの隅っこにトイレが1カ所、ぼつんではなくて、できれば2カ所ぐらいに欲しい。足腰が弱っていても、そこに行きたい人たちのことを考えたら、100メートル先まで行かないと、トイレがないというのは結構恐ろしい距離になる。できれば2カ所に分けて、前にも言ったが、女性用のトイレは数を充実してくれないと、団体バスがぼこぼこ入ってきて、トイレ渋滞しているだけで、何も見ないで、施設から出ていくことになると思うので、真剣にそこは考えてほしい。
- アイヌ文化というのは、自然との共生が非常に大きなテーマだと思うのだが、自然の部分がどのようにあらわされているか、全然ここからは読めない。文化庁さんがつくられるから、しょうがないのかもしれないが、基本的には北海道のどのような自然の中で、どのような生物と一緒にアイヌの人たちが共生しているのかということが表現されないと、恐らく自然との共生という話もわからないと思うが、いかがか。
- 幾つか類似の御質問が出たので、アイヌらしさがデザインや構成の中でどう生かされているか、そこら辺についてお考えがあれば、お示ししていただきたい。
- 幾つか御質問をいただいて、こちら必死になって考えて、考えたあげく、うーんと悩んで、この状態に出したという面もあることはある。建物の形状に関する部分だが、ポロト湖畔周辺の景観をなるべく損なわないということを第一の条件にして、それとアイヌらしさをどう両立させるかということで、相当頭を悩ませたのだが、面積であるとか、地形であるとか、こちらが表現したい展示場のあり方とか、総合的に考えたあげく、やはり自然景観との調和を第一に設計しないと、この設計は難しいということになって、アイヌらしさということは、建物の随所に部分的に表現する。例えば出入り口のところにアイヌ文様を施す、あるいはガラスの衝突防止用のマークにアイヌデザインを生かしたようなものをつけることによって、アイヌらしさを出すという形で、外面はそういう形で、さりげなくアイヌらしさを随所に出しながら、世界観をあらわそうという方針で、デザインをつくっていただいた。

インテリアに関してはまだこれから検討の余地があって、エントランスホールであるとか、2階の展望ロビーであるとか、そういうところに、どのようにしてアイヌらしさを出すかということについては、これから検討していきたいと考えている。それから、洗濯物を干したようなというのは我々もあの絵は閉口していて、やめてほしいと言ったのだが、間に合わなくて、あのような状態を出してしまい申しわけない。あれは鶴の舞ないしはアイヌの伝統的なリムセを表現するような形で、衣装を中空に吊って、全体の空間をアイヌらしくしようといった意図のもとに、デザインしている。最後に、いかなる自然と共生していくのか、それをあらわすのは、ちょっと我々も非常に重たい、

さすがに専門家だけあって、鋭い御質問だと思うが、この展示はプラザ型であって、順路はないが、自然に時計回りに観客を誘導するような形で展示場を設計している。時計回りに回ると、まず目に入るのが、世界観という、私たちの世界というコーナーになる。そこは、アイヌの人たちの世界観、儀礼に使う用具だとか、イナウだとかパスイだとか、あるいは儀礼に使っていた様々な宝物だとか、あるいは熊送り儀礼の様々な道具類を出すことによって、アイヌの人たちの世界観、自然と一体となった世界観をまずあらわそうと考えている。それからもう一つ、どういう自然の中で生きていったかということに関しては、直接的には私たちの仕事というコーナーに、伝統的な生業をあらわすコーナーがある。そこにおいて、狩猟、漁猟、採集に関する用具を並べる予定だが、その上に、彼らがどういう動物を狩りしていたのか、どういう魚をとっていたのか、どういう植物を採集していたのかということ、映像を交えて展示することによって、どういう自然でどう生きてきたのかということ、あらわそうと考えている。ただ、私たちの考えでは、過去のアイヌ文化の姿を示すだけでは不十分であると考えていて、仕事のコーナーには、伝統的な自然の中で生きてきたアイヌの姿に加えて、その後、近代化されて、明治、大正、昭和、平成と時代が流れるにつれて、アイヌの人たちはどう変わってきたのかということも、そこを起点にして示していきたいと考えている。こういった基本的な考え方で、展示を組み立てている。

- 意味がちょっと伝わっていないかもしれないが、さりげなくやるのは、今でも後からやってもできる。でも、せっかく一からつくるこの建物が、本当にこの象徴するようなアイヌアートの表現であったら、ものすごくインパクトがある。そういうことを避けていると、平凡になる。その辺は再考なされたほうがいい。
- そのあたりは、重々検討したい。
- さっきの説明を聞いていて、外観はさりげなく、中で濃くという、それは矛盾しているのではないかと思いつつ、説明を聞いていた。多分そのほうが、私が思っていることにすごく近いんだろうなと思う。
- 先ほどの御説明は、外観としては、自然の中で自己主張をするよりは、自然の中に溶け込むということをもって、いわば自然との共生というアイヌの考え方を尊重する。そしてその中で、アイヌ民族の特徴を示すような展示を試みるという、そういうお考えなのだろうと思う。もちろんそれについては、それとは異なるお考えも示されたかと思うので、さらに検討して、進めたい。
- 私は溶け込んでいいなと思って見ているのだが、せめて真正面だけでも、何らかの形をつくる必要があるのかなと。ここに文様をちょろちょろと入れたからいいという問題ではなくて、全体でどういように見えるのかなということ、考えたほうがいいと感じた。それと、自然との共生の関係、これはなかなかこの中でやれといっても、なかなか難しいと思っていたので、ですから、前回の会議のときに話させてもらったが、ポイント・ポロトを利用して、大自然の中で、アイヌが四季を通じて何をしたか、四季を通じてどういう狩猟民族だったか、漁猟民族だったか、そのことを表現したいなということ、話を聞いたのを聞いています。そのことは進んでいるのか進んでいないのか、私にはわからないが、そういう自然の中で、今、先生がおっしゃったことをすると、納得したものが出る。この中だと、表現するのに、どうなのかよくわからないけれども。と思って聞いていた。だから、アペフチカムイだとか、ペツカムイがどうであるかとか、そういうことを、そういう自然の中で、そういう環境のなかでやるのが、誰しもが納得できる部分が出てくるのかなと思っていました。
- 博物館の概要について、今、御説明があって、さまざまな御意見が出たのは、そのとおりの面もあるし、ちょっと違うのではないかといいところもあるが、それはそれとして、国立アイヌ民族博物館の展示の核になる資料だが、これは基本的に今の白老アイヌ民族博物館と、それからアイヌ民族推進機構が集めた資料が核になって入るはずなのだが、これはいずれも公益財団法人だったり、社団法人だったり、民間の施設のものを出して、国は何も出していないというのが問題。つまり国立博物館で持っている資料は、ここに入っていない。例えば東京国立博物館の例を挙げると、あれは明治以来のアイヌ資料が入っている。大半は天皇に献上されたもので、昭和22年になって、国民の財産になった。そして文化財機構ができたので、その財産になったのだが、基本的には国民の財産である。しかも、国がつくるアイヌ民族博物館なのに、そこに明治以降国が持っているアイヌ資料が全く入っていないのは、いかがなものか。先ほどアイヌの遺骨の問題が出ていたが、それと同じような考えで国立の施設が保管しているアイヌ民族文化財に関しては、これは当然白老に移すべきである。そういう

発想が今まで出てきていない。これは強く関連機関に指導してください。そういうことをやっていただかなかったら、これは先ほど先生方がおっしゃったような、この建物の陳列は、オープン時をモデルにしてやっていて、その後、何度も展示替えをする。そのための展示替えの材料は、財団で買ったものと、白老で買ったものだけでは、絶対に少ない。最近文化庁も買ってくださっているが、そういったものを考えていくと、やはり東博なり、九博なり、あるいは民博なり歴博なりが持っている資料、あるいは大学まで広げろ、と申し上げたいくらいだが、そういった資料は当然白老に集約されるべき。そういうことも考えて、各機関に御指導くださいということをお願いしたい。

- 今、有形の展示の関係のお話があったが、無形のほうについて、アイヌ語のほうはある程度御努力いただいて、いろんな柱で今鋭意進められていると認識しているのだが、先ほど大谷課長がおっしゃっていた、アイヌ文様の関係はいろんな文化人類学の中で、新しく報告がある。先住民族の文化財、文様とか、衣装というのは、いろんな形で見直されていて、アイヌ文様というのは非常に言語と文様ということで、非常にアイヌを象徴する、アイヌの意識を高める、あるいはほかから評価される材料でして、これに関して、遺骨と同じように、権利宣言の31条を改めてご覧いただきたいが、衣装なども含めて、先住民族はこのような文化財を知的財産としていいし、管理し、保護し、及び発展させる権利を有するとある。これは博物館の中心の、ソフトの中核を指すもので、今、国内では、デザインに関して、自分のつくった文様、個人でしかその権利は主張できない。言語とか、要するに集団の権利とは言わないが、そういう形で、知的財産権、著作権に関して、是非とも特許庁やなんかに関して、あるいは経産省、文科省、関係の省庁に、是非ともこれを深く検討していただいて、どのような、それをどう保護するか、それと発展させるかということ、御相談する窓口を紹介していただきたい。

31条の2項には、それに関する先住民と連携して、その権利の行使を認め、及び保護するため、国は効果的な措置をとるとなっている。是非とも総力を尽くして、ソフト面の発展をお願いしたい。

- 今、びっくりしたのだが、当然そういうものは、国立アイヌ民族博物館に集まるものなのだろうと思っていたので、集まらないのですか。去年か、おととしに、この会議で、博物館をつくるに当たって、福島かどこかで展示された稽古館の、閉館してしまっって青森の倉庫で眠っているアイヌの資料が、すごい劣化がひどいと思って見た記憶があるので、ああいうものも国がつくる博物館で全部集めて、あれ以上劣化させないようにしてほしいという意見を、去年だかおとし、私、言った覚えがある。だから全然そんなことは考えられていなかったというのが、今、すごくショックが大き過ぎるという感じだ。
- 現在の文化財指定の状況を見ているとアイヌに関してはとても寂しい。2020年までにアイヌの人間国宝が欲しい。それから、アイヌの指定文化財が欲しい。これはお願いしたい。2020年が1つの大きな節目になるので、是非国の指定をお願いしたい。
- お願いなのだが、博物館の中の説明をしていただいたが、先住民族という言葉は1カ所しかないのです。国民の理解を促進するということは、2007年の国連総会で日本政府が賛成して、先住民族の宣言ができて、2008年6月6日には、衆参でも我が国は、先住民族だと、アイヌを認めたわけだから、これは先住民族だということを、日本の国民の方々にわかってもらわないと、あるいはオリンピックの期間に開館したら、世界中から先住民族の人たちが訪れてくるわけで、日本は先住民族として、アイヌのことを紹介しているんだなということがなければ、博物館のイメージが半分になってしまう。日本の人たちに、今まで我々が会議をやってきた中でも、先住民族だということをちゃんと紹介していただきたいし、アイヌの生活とか、仕事とか、交流とか、信仰などがあるが、信仰は、私たちは申し訳ないが、明治になったら、みんな、仏教やキリスト教になってしまっているけれども、私たちがこういうものがあるという、今、勉強したり、やったりしている人もいる。ぜひそういう視点をこの中に、歴史とか、そういうところも含めて、取り上げていただきたいというのは、アイヌ協会として、会員のためをお願いしていきたいことなので、是非お願いしたい。
- それでは、文化庁におかれては、ただいまの各委員からの御意見等を踏まえて、それを考慮しつつ、今後、一層検討を進めていただきたい。
- 騒がしくなくアイヌ文様が静かであれば、全体で屋根にでも表現することをお願いします。別に差し支えなくできるのであれば、湖畔の表面と、湖畔の裏面の方です。よろしくをお願いします。

3. 閉会

- 本日も熱心な議論を大変ありがとうございます。今日は、3月23日で、4月の開園まであと3年しかないという状況になった。いろいろな御意見をいただいたことも、例えば設計、イメージ図などが、より具体的であればこそだと思うので、この3年の期間の中で、できる限り皆様方のお知恵を拝借して、象徴空間をすばらしいものにしていきたいと考えているところ。それと、一番最初に議論があった、慰霊施設の関係、返還の関係、これは非常に重要な問題で、しっかりと議論を深めて、慰霊施設も2020年にできるので、それに向けて、例えば地域返還のルールについても、アイヌの皆様方の御意見をうまく集約をしていただき、皆さんがおおむね納得できるようなルールを是非つくっていききたいと思うので、一層の御尽力と御協力、意見をお願いしたい。

(以上)